

## ＜法律事務職員研修会特別講座＞ 改正相続法と実務上の注意事項

いよいよ7月1日から民法（相続法）の改正条文の多くが施行され、私たちが関わることの多い、相続手続に関する法律が大きく変わることになりました。

しかし、改正法が施行されても、施行前に発生した相続については、一部を除いて改正法は適用されず、旧法の実務が引き続き行われますし、改正法施行後に発生した相続は、原則改正法が適用されますが、一部旧法が適用されるものもあります。

つまり、これからは、一つ一つの相続実務において、旧法が適用されるのか、新法が適用されるのかを、きちんと理解した上で実務に携わることが求められることになり、両方の条文の理解が必要となります。

そこで、昨年10月から行ってきた「民法条文学習ゼミ」の最終回を兼ねて、改めて相続法改正についての研修会を行うことにしました。

ポイントは、改正法の経過措置が定められている附則で、事務職員が関わることの多い具体的な相続実務についての経過措置と実務上の注意事項を中心に整理して学習したいと思います。

ぜひ多くの皆様の参加申し込みをお待ちしています。

- ◆日時 7月31日（水） 18：30～20：30
- ◆会場 文京区民センター3-D会議室
- ◆定員 30名（定員に達しましたら×切りといたします）
- ◆参加費 1000円（今回は資料を当日配付します）
- ◆申込み 下記事項を記載し7月25日までにE-mailでお申し込み下さい。  
氏名、所属事務所名、連絡先電話番号、FAX番号  
E-mailアドレス（申込時に使用したアドレスであれば記載不要）  
<申込み先E-mailアドレス> mail@www.solajp.org  
または、 jimmu@jalap.jp

※ 事前連絡用に上記情報を必ずお知らせ下さい。ご記入いただきました個人情報、研修・書籍等のご案内以外には利用いたしません。

主催 法律事務職員業務研修世話人会  
(共催) 日本弁護士補助職協会(略称：JALAP)・JALAP関東  
連絡問合せ先 TEL03(3230)1056 鈴木 03(6801)5602 国分